

島田市民総合施設指定管理者候補者選定結果

島田市民総合施設条例（平成17年島田市条例第107号）第6条の規定による島田市民総合施設プラザおおりの指定管理者の指定に当たり、島田市指定管理者候補者選定委員会規則（平成27年島田市規則第54号）第2条第1項の規定により次のとおり指定管理者の候補者を選定したので、その結果を公表します。

1 選定結果

島田市民総合施設プラザおおりの指定管理者の候補者は、プラザおおりマネジメントグループとする。

2 選定経過

(1) 募集期間 令和5年8月1日から令和5年9月15日まで

(2) 島田市指定管理者候補者選定委員会の開催

	開催日	内容
第1回	令和5年7月13日	選定事務の概要（募集要項の内容等）について
第2回	令和5年10月12日	申請者に対する面接審査による指定管理者候補者の選定について

3 申請者

名称	所在地
プラザおおりマネジメントグループ 代表企業 株式会社まちづくり島田	静岡県島田市本通五丁目2番の2

4 審査結果

申請者名称	評価項目及びその平均評価点数					総合評価点数
	1 事業計画の内容	2 施設の管理運営	3 収支計画	4 団体の能力及び適格性	5 施設の特異性に着目した項目	
プラザおおりマネジメントグループ	3.55	3.46	3.23	3.57	6.97	20.78

備考 選定の方法は、次のとおりである。

(1) 評価は、島田市指定管理者候補者選定委員会の各委員が、評価項目ごとに設けられた評価内容について「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。

※評価項目5については10点配点のため、「10優れている、8やや優れている、6普通、4やや劣っている、2劣っている」の5段階

なお、評価内容は次のとおりである。

評価項目	評価内容
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。
	地元企業の活用、地元雇用の促進等、地域振興に寄与する計画か。
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。
	緊急時の対応が図られているか。
	個人情報保護の措置が図られているか。
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。
	経費の圧縮が図られているか。
	安定的な収入を得るための計画か。
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。
	市の歳出の軽減を図れるか。
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。
	特定の政治団体、宗教等を偏重していないか。
	最近の活動内容に評価する点はあるか。
5 施設の特異性に着目した項目	市民等が行う文化活動の支援に十分な意欲を有し、島田市の文化振興に寄与することが可能か。
	老朽化の進む施設・設備について随時適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に資する管理を期待できるか。
	市民の生涯学習講座等の実施に対する十分な専門性を有しており、生涯学習の推進に寄与することが可能か。
	生涯学習講座等の受講終了後、受講者が学習活動やグループ活動を継続していくための適切な提案がなされているか。
	ホールを活用した実演芸術の実施についての経験とノウハウを有し、質・量ともに充実した自主事業の実施が期待できるか。

- (2) 各委員の評価点数を評価項目単位で集計し、これを評価内容の数で除した点数を、各委員の「平均評価点数」とする。
- (3) 全ての委員の「平均評価点数」を評価項目ごとに合計して委員の数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を「委員会の平均評価点数」とし、その合計を「総合評価点数」とする。
- (4) 「総合評価点数」の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、「委員会の平均評価点数」に3点未満（評価項目5は6点未満）の点数がある団体は、指定管理者の候補者の選定対象としない。